

(様式1)
審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	畜産課	検索番号	16-1
法令名	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則	根拠条項	48-2		
許認可等	畜舎等の敷地と道路との関係の建築等の認定				
(根拠規定)					
第四十八条 畜舎等の敷地は、道路(建築基準法第四十二条第一項に規定する道路並びに同条第二項及び第四項の規定により同条第一項の道路とみなされるものをいい、次に掲げるものを除く。第五十条及び別表第三の(十六)の項を除き、以下同じ。)に二メートル以上接しなければならない。					
一 自動車のみの交通の用に供する道路					
二 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路					
2 前項の規定は、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の三第四項各号に掲げる基準に適合する畜舎等で、都道府県知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。					
3 地方公共団体は、畜舎等について、その規模又は位置の特殊性により、第一項の規定によっては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は畜舎等と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。					
(許認可等の基準)					
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則					
第 48 条第 2 項の規定による認定取り扱い基準 (令和 5 年 6 月 2 日制定)					
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則 (以下「主務省令」という。) 第 48 条第 2 項の規定による認定の取り扱いについて、次のとおりとする。					
基準 1 敷地が、公共の用に供する道 (幅員 4 メートル以上のものに限る。) に 2 メートル以上接する場合					
次の各号に該当する場合とする。					
① 公共の用に供する道は、農道、林道、河川及び港湾管理道路等で公的機関が管理している道であること。					
② 当該道の通行上の使用について、協議が終わっていること。					
③ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。					
④ 当該道を主務省令第 48 条第 1 項の道路と見なしたとき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の規定を満たす畜舎等であること。					
基準 2 敷地が、里道により分断されているが、里道を経由することにより道路に接する場合					
次の各号に該当する場合とする。					
① 当該敷地が里道を経由する幅 2 メートル以上の敷地により、主務省令第 48 条第 1 項の道路に接すること。					
② 里道が幅 2 メートル以上の通路として確保できること。					

- ③ 里道の通行上の使用について、協議が終わっていること。
- ④ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。

附則

(施行期日) この基準は令和5年6月2日から施行する。

(その他)